

会議報告書		
会議名	第4回草津市地域密着型サービス運営委員会記録	
開催日時	平成28年9月12日(金)午後1時30分～午後3時00分	
開催場所	草津市役所 5階 502会議室	
委員	氏名	氏名
	佐藤 卓利	山田 明美
	小賀野 京子	片岡 美弥子
	高島 聡	山根 明美
事務局	堀 裕子	
	健康福祉部：小川副部長	
	介護保険課：居川課長、福留専門員、村上主査、中村主事	
記録作成者	長寿いきがい課：西山専門員	
その他	介護保険課 介護保険グループ 中村	
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会：3名	

## 1. 開会

○事務局 皆様、本日はお集まりいただきましてありがとうございます。只今から、第4回草津市地域密着型サービス運営委員会を開催させていただきたいと思っております。

本日の委員会には9名中、8名の方に御出席をいただいております。

草津市附属機関運営規則第6条第1項の規定により、委員の半数の出席が成立条件となっておりますことから、この委員会は成立しておりますことをまず御報告させていただきます。

本委員会は、草津市審議会等の会議の公開等に関する指針の規定により、市民の皆様に関することになっております。本日の会議開催に当たりましては、傍聴人の方については、お越しいただいておりませんので、御報告をさせていただきます。

なお、本委員会で御審議いただきました内容につきましては、議事録としてまとめさせていただきます。後日、市のホームページに公開をさせていただきます。

それでは、会議の開催に先立ちまして、健康福祉部の小川が御挨拶申し上げます。

## 2. あいさつ

○小川健康福祉部副部長 皆様、改めましてこんにちは。9月も半ばになりましたけれど、毎日大変暑い中、本日第4回の委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

日ごろは市政各般、とりわけ高齢者の福祉行政につきまして多大なる御支援、御協力い

ただきましてありがとうございます。また、本日は何かと御多用の中、委員会を開催させていただきまして、今、事務局からも申し上げましたが、8名の参加ということでありがたく思っております。

本日の委員会では、初めに、9月28日に開所を予定していただいております、草津市では初めての事業になります定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の訪問介護センターなでしこ草津と、看護小規模多機能型居宅介護事業所なでしこ草津、この二つの事業の指定につきまして皆様に御審議をいただきたいと考えております。

また、平成26年度の介護保険制度改正に伴いまして、全ての市町村が新しい介護予防・日常生活支援総合事業を29年の4月には始めなければならないということで、草津市におきましても来年の4月からこの事業を開始していきたいと考えています。当該事業の実施に際しまして、事業案を作成いたしましたので皆様に説明をさせていただきたいと思っております。また、この事業案につきましては、9月1日から市民の皆様の御意見を伺うために、パブリックコメントを実施しておりますので、その内容についても合わせて御説明させていただく予定にしております。長時間になりますが、皆様の忌憚のない御議論をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、今回の委員会から新しく委員となられた方を事務局から紹介させていただきます。滋賀県南部健康福祉事務所から御参画いただきます、山田明美委員でございます。山田委員、一言お願いいたします。

○委員 皆さん、こんにちは。南部健康福祉事務所、草津保健所の山田と申します。よろしく申し上げます。

私も介護保険制度がスタートしてしばらく、東近江の保健所におりまして、その時に7年ほど介護保険の担当をさせていただいたことがあります。その頃から比較するととても制度が複雑で難しくなったなと感じさせていただいているところです。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、これ以降の進行は、草津市附属機関運営規則第5条第2項の規定により、委員長をお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

### 3. 議事

○委員長　それでは、資料に基づき議事を進めさせていただきますが、議事が円滑に進みますよう、委員の皆様の御協力をお願いします。

初めに、議事（１）「地域密着型サービス事業所の指定について」事務局から説明をお願いします。

○事務局　それでは、議事に入る前に資料の御確認をお願いいたします。お手元にあります資料を御覧ください。資料１－１、資料２－１につきましては、「地域密着型サービス事業所の指定について」となっております。資料１－１が「定期巡回・随時対応型訪問介護看護について」となっておりまして、資料２－１が「看護小規模多機能型居宅介護について」と、サービスごとに資料を分けさせていただいております。

次に、資料１－２と資料２－２につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問介護センターなでしこ草津及び看護小規模多機能型居宅介護事業所なでしこ草津の二つの事業所の指定に伴います、草津市指定審査資料となっております。

続きまして、資料３－１につきましては、「草津市の新しい介護予防・日常生活支援総合事業（案）について」となっておりまして、資料３－２につきましては、「草津市の新しい介護予防・日常生活支援総合事業（案）についてのパブリックコメントの募集について」となっております。

また、本日配付させていただいております新聞記事につきましては、介護保険制度に関する資料となっておりますので、参考にしていただければと思っております。

最後に、前回にも配付させていただいております、ピンク色のファイルにつきましては、基礎資料といたしまして、地域密着型サービスの基準を定めた条例等を添付させていただいております。

資料に不足などございませんでしょうか。なお、資料１－２及び資料２－２につきましては、当委員会終了後、回収させていただきますので御了承ください。

また、ピンク色のファイルにつきましても当委員会終了後、回収させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

それでは議事１、「地域密着型サービス事業所の指定について」、説明させていただきます。このたび新規指定をさせていただきます定期巡回・随時対応型訪問介護看護と看護

小規模多機能型居宅介護は、草津市で指定させていただくのが初めてのことで、それぞれのサービス内容を簡単ではございますが、説明させていただければと思います。

まず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、入居者を始めとした要介護者に密に接しながら定期巡回型の訪問と随時の対応を行っていくものです。随時の対応が可能となるよう、他のサービスの人員基準の中に含まれていないオペレーターの配置が必要となっております。このオペレーターを配置することで、利用者または家族に対し、適切な助言や指導を行うことができます。

また、看護小規模多機能型居宅介護に関しましては、簡単に申し上げますと、小規模多機能型居宅介護に訪問看護サービスが加わったサービス内容となっております。医療ニーズの高い要介護者に対応可能なサービスを提供いたします。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護の具体的なサービス内容に関しましては、後ほど、済生会から紹介がありますので、資料の説明に入らせていただきます。

また、今回の指定に係りまして事前に私どもで新規事業所の写真を撮影してまいりましたので、そちらとあわせながら説明させていただきます。

それでは、資料1-1と資料1-2及びピンク色のファイルの基準条例（介護）の4ページを御覧ください。資料1-2が今回の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、訪問介護センターなでしこ草津の指定審査の際、事業所から提出された資料でございます。それを要約させていただいたものが資料1-1になりますので、資料1-1に基づき、御説明させていただきます。

まず、新規指定となっております訪問介護センターなでしこ草津は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する事業となっております。事業所の概要についてですが、所在地は、草津市西渋川二丁目9番48-11号になります。指定申請者は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会 支部長 山田 光二となっております。

次に、1ページ中段になりますが、2番「事業の目的・運営方針等」につきましては、事業所から御提出いただいております運営規定等を参考に作成させていただいております。

また、2ページになりますが、サービス内容に関しましては定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス、訪問看護サービスの4種類ございます。営業日等につきましては記載のとおりとなり、24時間連絡が可能な体制をとっております。

続きまして、指定に当たりましては「草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設

備及び運営に関する基準」を満たす必要があることから、市の条例と今回申請された計画との比較をさせていただいておりますので、順に説明させていただきます。

まず、人員に関する基準になります。左側が市条例における基準となっておりまして、右側が訪問介護センターなでしこ草津の指定申請時の内容となっております。従業員の人数等につきましては、オペレーター、訪問介護員、保健師、看護師、准看護師等の看護職員、計画作成責任者及び管理者ごとに順に基準が設けられておりますが、今回の申請につきましては、全て基準を満たしております。

また、4ページを御覧ください。設備・備品等につきましても、市条例で定められた基準について全て満たす内容となっております。ここで挙げられております通信機器等とは、具体的に申し上げますと、データ処理用パソコン一式や、介護保険処理用ソフト一式といった利用者の心身の状況等の情報を蓄積できる機器を指しております。

ここで、事前に撮影してまいりました事業所の写真を御覧ください。

まず、こちらが外観となっております。渋川小学校の近くにございまして、渋川市民センターの隣にございます。こちらが事業所となっております。中に入っていきますと、こちらが玄関となっております、1階が後ほど説明させていただきます、看護小規模多機能型居宅介護事業所となっております。只今、説明させていただいております定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所は2階にございますので、2階の写真を御覧ください。こちらの階段を上っていきますと、事務所がございます。こちらが広いロビーとなっております、この中に訪問介護と訪問看護の事業所が二つ入っています。こちらが職員が研修をする際に使われるような部屋となっております。2階には、広いバルコニーもございました。訪問介護センターなでしこ草津の写真につきましては、以上になりますので、資料1-1に戻ってください。

運営に関する基準の説明をさせていただきます。運営規程および重要事項説明書は、ともに作成されており、必要な項目についてもそれぞれ規定されておりました。以上、簡単ではございますが、訪問介護センターなでしこ草津の指定申請につきましては、各基準等を満たす申請となっております。

続きまして、看護小規模多機能型居宅介護事業所なでしこ草津について説明させていただきたいと思っております。資料2-1と資料2-2とピンク色のファイルの97ページを御覧ください。

こちら先ほど説明させていただきました訪問介護センターなでしこ草津と同様に、資

料 2 - 2 が看護小規模多機能型居宅介護事業所なでしこ草津の指定申請に際して事業所から提出された資料になりまして、こちらを要約させていただいたものが資料 2 - 1 となっております。資料 2 - 1 に基づき説明をさせていただきます。

まず、1 ページを御覧ください。このたび新規指定を行います二つ目の事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所なでしこ草津は、事業所名のとおり、看護小規模多機能型居宅介護のサービスを提供する事業所となっております。事業所の概要についてですが、申請者及び事業所の所在地は、訪問介護センターなでしこ草津と同一のため、こちらでは割愛させていただきます。

続きまして、1 ページ中段にあります 2 番の事業の目的・運営方針についてですが、こちら事業所から御提出いただきました運営規程等を参考に作成させていただいております。

また、2 ページのサービス内容に関しましては、先ほども申し上げましたように小規模多機能型居宅介護のサービス内容である、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスに訪問看護サービスが加えられたものとなっております。

続きまして、指定に当たりましては、先ほど申し上げました「草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たす必要があることから、市の条例と今回申請された計画との比較をさせていただいておりますので、こちらも順番に説明させていただきます。

まず、人員に関する基準となっております。左側が市条例における基準となっております。右側は看護小規模多機能型居宅介護なでしこ草津の申請の内容となっております。従業者の人員等につきましては、介護職員、保健師、看護師または准看護師等の看護職員、介護支援専門員、管理者及び代表者ごとに基準が設けられておりますが、今回の指定につきましては、全て基準を満たしております。

また、次の 4 ページの設備・備品等につきましても、市条例に定められた基準について、全て満たす内容となっております。また、宿泊室の床面積につきましては、7.43㎡が基準値となっておりますが、こちらも事前に現場確認を行い、宿泊室の面積を確認させていただいております。

事前に撮影してまいりました事業所の写真を御覧ください。

玄関を入りますと、すぐ左側に交流スペースがございます。中に入りますと、居間と食堂がございます。居間からも地域交流室につながるような配置となっております。居間、

食堂から上を覗いていただくと天井、吹き抜けの窓もございました。こちらが医務室となっておりまして、奥にございますのが浴室となっております。こちらがお手洗いとなっております。看護小規模多機能型居宅介護事業所なでしこ草津の写真は以上になります。資料に戻ってください。

資料2-2では、運営に関する基準について御説明させていただきますが、運営規程、重要事項説明書、ともに作成されており、また必要な項目についてもそれぞれ規定されておりました。非常に簡単ではありますが、看護小規模多機能型居宅介護なでしこ草津の指定申請につきましては、こちら各基準等を満たす申請となっております。二つの事業所の指定についての説明は以上になりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 はい、どうもありがとうございました。

2つの施設の申請について、事務局から説明いただきました。

なお、申請されています社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会からのプレゼンテーションを先にさせていただいて、まとめて委員の皆様から御質問をいただくという形で進めさせていただきたいと思っております。

それでは、説明をお願いしたいと思います。申し訳ございませんが、10分ということでは、よろしく願いいたします。

○済生会 最初に定期巡回・随時対応型訪問介護看護の説明をさせていただきます。

先ほどの説明でもありましたように、複合施設の2階に事務所を設けさせていただいております。定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が、一体的に密接に連携しながら定期的な巡回訪問と随時の対応を行うものです。資料1-1の2ページに書いてありますように、定期巡回サービスとは、利用者の状態や必要性に応じて訪問回数・訪問時間をプランニングさせていただきます。随時対応サービスは、通報内容が介護での対応なのか、看護での対応なのかを判断させていただき、それぞれに随時の訪問を振り分けさせていただきます。内容によって、訪問介護が行くのか訪問看護が行くのか、それぞれオペレーターが判断し、要請がありました事業所が訪問させていただきます。サービス提供体制の概要につきましては、以上となっております。地域密着型サービスですので、実施地域は草津市のみとなっております。年中無休・24時間対応をさせて

いただきます。

現在、栗東市で行っております定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきまして、少し、事例紹介をさせていただきます。80歳の女性の方です。独り暮らしをされていて、近くに娘が住んでおられ、買い物、受診介助を行われております。要介護4で、ADLは一部介助になっております。傷病は糖尿病、狭心症、高コレステロール血症、腰椎圧迫骨折ということで、必要な医療措置としましては、内服管理、血糖測定、インシュリン注射などをさせていただいております。改善と悪化を繰り返しておられます。サービス提供を開始する経緯ですが、腰椎圧迫骨折で入院されていて、入院中に異食などの異常行動が一時的にあり、糖尿病で血糖測定、インシュリン注射が必要ですがけれども、認知症があるため、手技が曖昧であるということで、退院前カンファレンスをさせていただいてサービスへ繋ぐこととなり、平成27年9月14日から当事業を開始させていただいております。血糖測定及びインシュリン自己注射確認、服薬確認、食事の配膳、トイレ誘導、ポータブルトイレ介助、洗面・整容介助など、1日3回行かせていただいております。当事業の効果としましては、確実な服薬やインシュリン自己注射ができ、病状が安定してきております。訪問ごとに自立に向けての援助をさせていただいていたことから、日常生活動作が拡大し、事業を開始した当時は1時間強かかっておりました訪問が、現在は30分に短縮させていただいております。定期的訪問や、何かあったらいつでも来てくれるという安心感があり、精神的にも落ちついてきておられます。また、空調の操作ができておられなかったので、お部屋が暑過ぎたり寒過ぎたりしておられましたが、複数回訪問することで室温管理ができ、脱水などの病気が起こらず、体調が安定するようになりました。以前は、家族に頻繁に連絡をされていたのですが、定期的に訪問することで家族への連絡回数が減り、家族からは疲労感が緩和されたと言われております。

続きまして、看護小規模多機能型居宅介護について説明させていただきます。看護小規模多機能型居宅介護事業ですが、これは、医療ニーズの高い利用者の状況に応じたサービスの組み合わせにより、地域における多様な療養支援を行うことで、医療や介護が必要となった方でも、最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らしたい、という当たり前の願いを地域で支えることのできるサービスです。利用者や家族の状態に合わせて、通い・泊まり・訪問を組み合わせさせていただきます。医療依存度が高い方、腎臓や気管切開、人工呼吸器をされている方は、なかなかデイサービスに行けないということで、行き場がないと言われておりますので、そういう方たちを対象にさせていただいております。また、嚥



下訓練、歩行訓練などのリハビリが必要な方、褥瘡がある方、24時間365日介護をされ疲れておられ、レスパイトケアが必要な家族等に利用していただければと思っております。最近、病院では、入院期間の平均在日数が短縮化しており、医療依存度の高い方でも、在宅に移行されるのですが、地域に安心して帰れないという意見が多くあることから、そういう方たちに看護小規模多機能型居宅介護事業所を利用していただき、介護指導等をさせていただいて、安心して自宅に帰っていただければと思っております。また、自宅で看取ることができない終末期の方、老老介護、単身世帯で生活をしている方もおられますので、そういう方たちの看取りもさせていただきたいと考えております。また、当事業の管理者は認知症ケアの認定看護師の資格を持っておりますので、生活リズムの調整、認知症症状への看護・介護相談等、専門的なケアを提供することができます。

サービス提供体制概要は、登録29名、通い18名、泊まり9名となっております、地域密着型サービスですので草津市の方だけの利用となります。今回の設計に関しまして工夫した点を幾つか挙げさせていただきます。近隣の方への配慮として、事前に地域住民の方への説明会を開催し、違和感のない外観にしてほしいとの要望がありましたので、地域に溶け込むような色が良いかということで、検討させていただきました。また、騒音・日照・プライバシー保護・駐車場の出入り口についても検討させていただきました。また、安全性、効率性ということで医療依存度の高い方がたくさん来られるということから、床面積8.32㎡の広い居室を二つ作らせていただいております。また、利用者の安全を確認しやすいように居間全体が見渡せるフロアをつくらせていただいたり、転倒されないように手すりやクッションのやわらかい床材を選択させていただきました。そして、入浴前後の医療ケアを迅速に実施できるよう、浴室の隣に医務室を配置させていただいております。また、家庭的な雰囲気づくりということで、屋外に畑を設置させていただいたり、対面式キッチンで顔の見える環境と、一緒に料理をすることで生活リハビリを兼ねた交流をさせていただこうと思っております。地域との交流ということで地域交流スペースを広く作らせていただき、入口は、玄関から入っていただけたところと、キッチンを使われているときに入りやすい入り口の、二つを作らせていただきました。設計に関しては、以上となります。

事例紹介をさせていただきます。現在、療養通所介護で利用していただいている方が、61歳の男性の方で妻と息子の3人暮らしで、要介護5、全介助状態の方です。病名が筋萎縮性側索硬化症で人工呼吸、気管切開、吸引、胃瘻、浣腸摘便が必要で、進行して

いく病気でございます。経緯は、ALSと診断されまして、胃瘻・気管切開・酸素吸入をしておられましたけれども、呼吸器をつけないといけないということで入院され、その後から訪問看護を利用され、2年前から週に2回、療養通所介護を利用されています。看護小規模多機能型居宅介護で得られる効果を考えましたときに、医療ニーズの高い方の受け入れが可能となります。利用者一人ひとりの通い、泊まり、訪問を柔軟に無理なくサービスをシフトしていき、退院後、スムーズに在宅生活へ移行できます。がん末期の看取りや病状不安定期における在宅生活の継続ができ、家族に対するレスパイトケア、相談対応による精神的負担の軽減をすることで、家族の就労継続が可能となることが考えられます。以上、報告とさせていただきます。

○委員長　　どうもありがとうございました。短時間でお話しいただきました。

先ほどの事務局からの説明と、今の済生会からの事業内容の説明を合わせて、皆様から御質問をお受けしたいと思います。

○委員　　配布していただいているパワーポイントの資料の8ページ、9ページですが、看護小規模多機能型居宅介護とは、病院のような「治療の場」ではなく、自宅で暮らす中で医療が必要となってくることから看護小規模多機能居宅介護の利用が成立するということが分かりました。しかし、その観点から、資料の8ページの上段に載っている図面を確認すると、居間が中心部にあり、そこから扉1枚挟んでトイレという構造になっていると思うのですが、どのトイレに関しても扉を開けると居間にいらっしゃる方からトイレの中が全て見える構造であると思います。この部分で、どのようにしてプライバシーを保護することを考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。もう一点、9ページの上段にある2の②ですが、利用者の安全を確保し、確認しやすいように居間全体が見渡せることを安全性、効率性と御説明ありましたが、生活という観点で考えたときに他者から常に見られているという状況が必ずしも良いかどうかは、自分自身に置きかえると私自身はすごく違和感があります。例えば、小規模多機能型居宅介護の全国大会でも、ソフトの話も話題にありますが、構造の話等もあがります。その中で常に介護スタッフや看護スタッフから利用者の状況が全て把握できる状態が良いのか、あるいは、死角があって本人が本人なりに逃げ場として持つ場所がある、セミパブリックスペースとなるものが存在するほうが良いのかという様々な理論を聞きます。安全と監視は、すごく隣り合わせと言いますか、中

には、監視を安全という言葉にすりかえて現場での介護がなされてるということを時々目のあたりにいたします。そのあたりについてどういう認識をなされているのかをお伺いしたいと思いました。

○委員長 プライバシーの確保と安全の両視点から、ハード面とソフト面についてですが、いかがですか。

○済生会 トイレに関しましては、カーテンを取りつけさせていただいており、ドアを開けても、トイレの便器に座っておられる姿が見えないように、プライバシーの保護は考慮させていただいています。

また、フロアの件につきましては、事務所を別の部屋にするのか同一の部屋にするのかについて、最初の段階で検討しましたが、やはり安全性の確認ということで、フロアの中が見えるような位置に事務所を配置しました。フロアの中に柱等を設置しないように配慮しております。監視ではなくて安全性の確認、というコンセプトでさせていただいております。

○委員 事務所エリアには窓ガラスがついていて、そこから居間の様子が見える状態になっているということですか。

○済生会 窓ガラスはついておりません。書庫のような物を置いて、仕切る予定をしております。

○委員 事務所スペースを物によって確保されるのですね。事務所には、利用されている方は基本的には出入りはできないということですか。

○済生会 入れないわけではありませんが、書庫で、事務所スペースを仕切ることを考えています。ただし、例えば事務作業をしている時は椅子に座っておりますが、その際であっても見えるぐらいの高さの物を置く予定です。今申し上げたように安全性ということが一番にあり、そういった形をとりたいと考えております。現在、小規模多機能型居宅介護事業所を運営しているのですが、その事業所はフロアの真ん中に柱が2本あり、困って

いることがありました。柱がブラインドになって全く見えないということで、転倒されていても、発見が遅れてしまうことがあったので、今回このような広いスペース、見渡せるスペースで設計したところです。

○委員長 プライバシーの確保と安全の確保のバランスが難しいですね。

○委員 私も小規模多機能居宅介護のサービスを提供していますが、私の事業所のコンセプトとしては、死角をたくさんつくるという事業所の作り方をしています。見えないから危ないというのは、イコールだと認識しておりません。決してそんなに大きい事業所ではないだけに、スタッフ一人ひとりが意識を及ばせれば、転倒に至るなんていうことはほとんどありません。職員一人ひとりの認識を高めるのか、それとも見えやすくすることで安全を確保してしまうのか、確かに後者は手っ取り早いかもしれませんが、過ごす人の気持ちを推しはかった時に、どう感じるか、というのは少し違和感を持ちました。

○委員長 事業のコンセプトと、実際に利用されてから利用者がそれぞれのサービスをどういうふうを受け止めるかというところで、今後も検証していただければ良いかと思います。トイレのところですが、このスペースは車椅子を利用されている方が車椅子で入って、移動して利用していただけるだけのスペースはありますか。

○済生会 あります。中でも回転できます。

○委員長 清拭等の介助が必要でない場合には、閉めて用を足していただいて、また終わったら出ていただくようなそういう形にはなっているわけですね。

○済生会 はい。

○委員長 ほかにはいかがでしょうか。

○委員 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの料金についてですが、ひと月分の定額ということですが、その方のニーズに合わせて訪問回数があらかじめプランで決め

られていて、判断されてもう少し回数を増やしたほうが良いとか、急に来てくださいというときには、費用は発生するのですか。

○済生会 料金全体は包括払いとなっておりますので、サービスの回数で、料金が変  
ることはありません。

○委員 プランよりも臨時的に増えたり減ったりしても、定額は変わらないということ  
ですか。

○済生会 そうですね。例えば一日5回、6回行かせていただいても、包括的な算定に  
なりますので、料金は変わりません。

○委員長 基本は包括払いなので、定額の中でサービスを利用される。幾つか加算は付  
きますね。

○済生会 はい。

○委員 不安でいっぱい、再三来てほしいという要請をなさるような利用者もいらっ  
しゃると思います。先ほど帰ったばかりなのにまた来てほしいというようなことが、き  
つと御要望であるかと思うのですが、そういった場合はオペレーターの方がまずは対応して  
くださるということですね。

○済生会 はい。定期巡回で今帰って来たところであっても、緊急の電話があれば、す  
ぐに随時訪問へ行かせていただきます。

○委員 他市では、既に定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施されており、情報は  
十分お持ちだと思えるので教えていただきたいのですが、草津市で「訪問してほしい」、  
「巡回してほしい」というような要望や需要はどのぐらいありますか。

○済生会 現在、栗東市にある事業所では、4名巡回をさせていただいておりますが、

うち2名の方が草津市の方です。要望はあるだろうと思います。相談件数としては、年間17件ほどあるのですが、草津市の方か、栗東市の方かというのは、そこまで内訳は調べまいませんでした。

○委員 状況がわからないのですが、それぐらいなのですね。もっとたくさん要望があるのかなと思っていました。

○済生会 PR不足のところもあります。ケアマネジャーの方や病院の退院調整の方たちが定期巡回・随時対応型訪問介護看護は何をしてくれる事業なのだろうと思っていただいているところもありますので、指定をいただいた後は、頑張ってPR活動に行かせていただきたいと思っております。まだ皆さんにサービス内容を理解していただけていないのが現状になっております。

○委員長 今、栗東で利用されている方は、4名のうち2名は草津市在住の人で、草津市で指定されますと、その方は草津の事業所に移られるということですね。現状、4名で供給側にまだ余力はありますか。

○済生会 朝夕など同じ時間に重なってしまうと時間をずらしていただいたりということで、ニーズに合わないところもあります。今のところは、職員の充足はできていると思います。利用者が増えてきた段階で検討させていただかないといけないと思っております。

○委員 草津市の方が、今2名いらっしゃるんですけども、栗東市では、何年前から実施されているのですか。

○済生会 平成23年から国の検証事業をさせていただき、平成24年に制度化されてから事業を継続させていただいております。

○委員 PR不足とおっしゃったんですけども、広まっちはないですよ、栗東市の方でも。

○済生会 現状、利用者は4名ですが、以前は10名ほどおられました。最近、急に亡くなられたり、入院されたりで、今日現在が4名ということです。当初は、1名、2名でした。草津市の利用者はゼロからのスタートでしたので、少しずつ増えているのですが、増減はあります。定期巡回・随時対応型訪問介護看護になじむ方と、他の介護サービスの方が良いというケースがありますので、サービスを作成する段階で、従来型の訪問介護の方を定期にしたり、定期の人でもここまでしなくても良いな、というときは従来型の訪問介護に戻すなど、利用料も当然変わりますので、利用者のことを考えながら選択してサービス提供しております。

○委員 これからです。ありがとうございます。

○委員長 いかがですか。先ほどの事例紹介で、2番目の方などは、かなり重度というか、たくさん医療が必要な方ですよ。

草津市で初めての事業で、私たちも直接見たりすることがないので、できれば運営が軌道に乗ったところで一度、どういう状況かというのを見せていただくと大変ありがたいです。

○済生会 ありがとうございます。

○委員長 ほか、ないですか。

では、私から質問ですが、看護小規模多機能型居宅介護事業所は、登録が29名だと思うのですが、どのぐらいの方が利用される予定ですか。

○済生会 これまで提供していた療養型通所介護事業所を廃止することから、こちらの事業所を利用されていた2名の方を、看護小規模多機能型居宅介護に移行させていただきたいと思っています。また、既に相談ケースを受けている方が5、6名おられ、そのうちの数名は、現在入院をされているので、9月は2名、3名ぐらいで予定しており、10月からは5、6名ぐらいの方に利用していただけたらと思っています。

○委員長 今後のこととして、看護小規模多機能型居宅介護事業所で登録されている2

9名の方のうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用される方もいらっしゃるとうことは想定できるんですか。

○済生会 想定していません。

○委員長 それは全く対象者は別ということですか。

○済生会 はい。

○委員長 他にございませんか。

○委員 定期巡回型のほうは、一般のケアマネジャーさんからの紹介を受けて提供できるサービスですね。

○済生会 はい。

○委員長 わかりました。では、議事1「地域密着型サービス事業所の指定について」、プレゼンテーションと質疑応答はここまでといたします。済生会の方は、御退席ください。

○済生会 ありがとうございます。

○委員長 委員の中でこの件について何か意見交換をしておくべきことがあれば、どうぞ。

○委員 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、採算ベースとか考えるとなかなか難しいかと思いますが、一番にやられて、どこまでやっていけるかを、他の市町の方などにも見ていただいて、次につながっていければ良いと思います。夜間が心配だという人もたくさんいらっしゃいますし、難病の方等も最近では退院されて来られていますので、1年後、2年後に向けて進めていただければ良いかと思いました。



○委員長 　他の事業所の立場から見て、医療依存度が高くて自分のところで十分ケアできるかどうか、そういう方がこちらを利用していただける機会があれば良いかと思えます。

モデル事業で始められて、実際の事業に移っておられるので、草津市でもうまくいってほしいと思えます。そこは、草津市で事業をされている他の事業所との情報交換だとか、そういうところを密にさせていただければ良いかと思えます。

事務局、何かありますか。

○事務局 　実はモデル事業も草津市でしていただいております。その時も、どのような方がこのサービスに合う方なのか、ということをまずは検証していただいて、そこから実際の事業に移っていただきました。先ほどもおっしゃっていましたが、このサービスを使われて一番効果があるのはどういう方なのかケアマネジャー等の理解が進むと、うまく使ってもらえるかと思えます。需要はあるだろうとは思えます。定期の訪問でまだまだいけるという方もおられれば、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を使ったことで本当に良かった、という方もいらっしゃいます。このような意見がケアマネジャーや他の事業所の間で共有されていくと、サービスを上手く使っていくことができると思っています。特に、独居の高齢者の方や老老介護の、高齢の方等には有効かと思っております。最初はとても不安で、何度も電話をかけてきておられた方が、徐々に安定してきたり、医療の状態が安定されると介護量も少しずつ軽くなっていくことも実際にありますので、それをいかに皆さんに知っていただくかが大切だと思います。現在、草津市にあります小規模多機能型居宅介護の事業所も、初めはサービスに対して理解が進まず、なかなか利用に繋がらなかったのですが、現在は、割と需要が伸びてきております。ですので看護小規模多機能型居宅介護に関しても、まずは、どのように使っていただくが一番在宅生活を安心して送っていただけるサービスなのか、という理解を広めることが必要だと思います。

○委員長 　小規模多機能型居宅介護は草津市にはいくつありますか。

○事務局 　8事業所です。

○委員長 　増えましたね。

○事務局　そうですね。一定、看護職員がいらっしゃる時間を有効に使っていただいて、こういう医療処置の必要な方を看ていただいているような事業所もありますし、そういった中でより医療的なケアが必要な方が使っていかれると良いかと思います。一定、在宅療養がずっと必要で長くお使いいただくケースと、退院直後、ほかのサービスに移行するまでの間、しばらく医療的な処置が集中的に必要な時期に使っていただいたりというケースがあります。がん末期の方で使われる期間が短いかもしれないけれども、一時的に非常に介護の負担が増える方なども、利用していただくのかなと思います。看護小規模多機能型居宅介護は、県内にまだないので、うまくお使いいただければありがたいと思っています。

○委員長　勉強になりました。

ということで議事1「地域密着型サービス事業所の指定について」は以上でよろしいですか。

○委員　事業的に成り立つのか、気になったので質問させていただきます。財務諸表を見ていたのですが、財務諸表に「淡海荘資金収支計算書」と記載されていますが、「淡海荘」とは、済生会のどの部分にあたりますか。

○事務局　現在、栗東市の済生会病院のすぐ隣でされている特別養護老人ホームです。

○委員　そこがされるのですか。

○事務局　はい。特別養護老人ホーム淡海荘というところが介護保険サービスの母体になっておりますので、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、特別養護老人ホーム淡海荘が母体となり、財務諸表を出していただいている状況です。

○委員　こちらの、看護小規模多機能型居宅介護は滋賀県訪問看護資金の、滋賀県訪問看護貸借対照表が提出されていますが、こちらは特別養護老人ホーム淡海荘ではなく、滋賀県訪問看護となっていると思うのですが、母体は同じ済生会であっても、看護小規模多機能型居宅介護の方は、特別養護老人ホーム淡海荘の隣にある訪問看護ステーションが母体になるということですか。

○事務局　はい。しかし、財務諸表上は母体が定期巡回・随時対応型訪問介護看護と看護小規模多機能型居宅介護で分かれています。事業を始められたら、一緒の形で動かれる可能性があると思っています。現時点で、看護小規模多機能型居宅介護のほうは、滋賀県訪問看護事業所の財務諸表をもとにして、こちらを審査させていただく予定となっております。

○委員　これをもとに、指定時に、収支計画書は出さなくても良いのでしょうか。

○事務局　収支計画書の提出は、指定時には求めていません。

○委員　母体が社会福祉法人なので、本来であれば、社会福祉法人の財務諸表を指定時に提出し、今後、どのように事業に充てていくかの計画を確認していくものではないかと思います。今回のように、社会福祉法人の中の施設であったり、訪問看護事業所のそれぞれの財務諸表をいただいても、分かりづらく感じてしまうのですが、いかがでしょうか。

○事務局　おっしゃるとおり社会福祉法人が行う事業には、第一種社会福祉事業や第二種社会福祉事業、公益事業、収益事業等があり、それぞれの事業ごとに会計が独立していますので、済生会全体の財務諸表ではなく、特別養護老人ホーム淡海荘や訪問看護事業所の財務諸表だけでは分かりづらい点があるかと思います。ですが、済生会は全国的に大きい法人ということもあり、済生会全体の財務諸表を提出していただくと、膨大な量になってしまうことから、今回は特別養護老人ホーム淡海荘や訪問看護事業所の名前の財務諸表を提出いただいておりますが、最終的に、済生会の支部ごとに財務諸表を提出していただくことは、こちらで確認済みです。

○委員長　今後、大きな規模で事業をされている法人が新たに事業を申請された場合に、その時の財政的な面での資料をどの範囲でやっていただくか、検討していただければと思います。

ありがとうございました。よろしいですかね。

議事1を終了させていただいて、次は議事2で「草津市の新しい介護予防・日常生活支

援総合事業（案）について」ということで、説明をお願いします。

○事務局　それでは、議事2「草津市の新しい介護予防・日常生活支援総合事業（案）について」、説明させていただきます。

資料3-1と3-2とございますが、まず資料3-2から説明させていただきたいと思っております。

資料3-2にありますとおり、草津市の新しい介護予防・日常生活支援総合事業（案）について、9月1日からパブリックコメントの募集をさせていただいているところでございます。パブリックコメントの募集につきましては、資料3-2のとおりで、市ホームページでも公開をしております。また、5番にありますように各市民センターや図書館、各施設に資料を配布させていただいております。御覧いただき、もし御意見がございましたらどんどん御意見をいただきたいと思います。10日過ぎた今日の時点で、御意見をいただいているのは1件ですが、総合事業につきましては、事業所へ説明会を2回、7月と8月とさせていただいておりますので、事業所からは、別個に意見をいただいている状況です。パブリックコメントがまとまりましたら、Q&Aという形で公開させていただきますので、御承知おきください。

次に、資料3-1を御覧ください。草津市で考えております新しい介護予防・日常生活支援総合事業（案）についてですが、パブリックコメントの概要版を御確認いただきながら簡単に説明させていただきます。

総合事業の実施についての背景というところで、冒頭でございますように草津市は、今のところ比較的若い町と言われております。草津市は高齢化率、65歳以上の人口は21%ですが、昔からベッドタウンということもありましたので、団塊の世代の方が多く住んでおられることから、平成27年からここ10年、平成37年の間までに75歳以上の高齢者の方の数が1.5倍、約5,300人増えるの見込んでおります。今回、概要版でグラフはありませんが、本編のほうを御覧いただきますと人口推移についてグラフを掲示しております。75歳以上の要介護認定率が32%と高い数値を示しております。これから団塊の世代が75歳以上になり、支援を必要とする高齢者の数がとても増えることが予測されて、支援を必要とする人を支える従事者が不足してくるであろうと考えることができます。こうした背景は、全国で同じことが言えるのですが、比較的若い町と言われる草津市でも該当するところであることから、この制度改正に伴い草津市でも来年4月から

総合事業を実施することになりました。

資料3-1の下のほうになりますが、総合事業実施にかかる草津市の基本方針というところを御覧ください。この基本方針につきましては、平成27年3月策定の草津市あんしんいきいきプラン第6期計画の基本理念をもとに以下、三つの項目について方針としたいと考えております。

一つ目が、「多様なサービスや支援活動等を提供するための基盤整備」です。二つ目は、「対象者が要介護・要支援認定に至らないよう予防と自立を促進する支援の充実」、三つ目が、「地域における柔軟な支え合い活動と社会参加を促すまちづくりの促進」です。この三つを方針として総合事業に草津市は取り組んでいきたいと考えております。

次のページを御覧いただきまして、草津市の総合事業の構成というところで、6ページの下段のほうの図に基づいて、説明させていただきます。図の左側が現行の介護保険制度の仕組みとなっており、矢印を挟んで右側が総合事業実施後の制度のつくりとなっております。まず現行制度ですけれども、上から順に介護給付、要介護1～5の方対象のサービス、次が要支援1～2の方の予防給付、三つ目が現在、市町村が実施しています介護予防事業という構成となっております。これが来年4月から、要介護1～5の方はそのまま継続して行われますが、予防給付、要支援1・2の方のサービスのうち、訪問介護と通所介護が来年4月から総合事業へ移行します。訪問介護とは、ホームヘルプサービスのことで、通所介護がデイサービスでございます。かねてから行っております介護予防事業についても総合事業へ移行し、一般介護予防事業となります。これまで、全国一律の基準単価により訪問介護・通所介護というサービス提供をしておりましたが、来年4月からこの基準等については、市町村が基準を設定する形になります。また、市町村がサービスの類型も作っていきます。こうしたサービスと合わせまして、介護予防事業については、一般介護予防事業ということで、市町村の事業として取り組んでいくサービスとなっております。

本編の7ページを御覧ください。移行する点については4つにまとめることができます。まず、要支援の方に対するサービスのうち、訪問介護と通所介護が総合事業に移行することです。2点目が、総合事業では市がサービスメニューや基準単価を設定する独自事業として訪問型サービスと通所型サービスを実施し、メニューが多様化するということです。3点目が、総合事業では利用者の身体の状態などに応じて、多様なサービスメニューから必要なサービスを選ぶことができるようになります。4点目は、総合事業では介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスというメニューを設けてお

り、今までのどおりの専門職による支援が必要な人は、現行と同様のサービスが受けられる制度になります。

次に、3ページのサービスの類型を御覧ください。種類で言いますと、訪問型サービスと通所型サービスの大きく2つに分かれています。それぞれ、訪問型・通所型ともですが、現行サービスと相当のサービスがローマ数字であらわしているⅠのところでございます。次に、その相当サービスと比べて基準を緩和したサービスが訪問型サービスと通所型サービスの、それぞれⅡで示したサービスとなります。これについては、各市町の基準に差が出てくる部分と考えております。

Ⅲを飛ばしまして、訪問型サービスと通所型サービスのⅣを御覧いただきたいのですが、Ⅳは短期集中予防サービスと書いてあり、どちらも同じサービスで、訪問と通所を一体型にし、専門職員による集中的なプログラムを実施することによって、身体的機能が低下している高齢者の方が元気になれるようプログラムサービスを提供するサービスとなっております。なお、Ⅲの住民主体による支援とは、訪問型サービスは、シルバー人材センターやNPO法人等、これまでの介護事業者以外の団体にも、ホームヘルプのサービスを提供いただく内容です。

サービスには位置づけできないですけれども、町内会や顔なじみの関係が既にある、住民同士の助け合いによる部分を、これからも拡充していけるよう市としては、施策をすすめていきたいと考えています。

次に、通所型サービスのⅢの住民主体の自主活動による通いの場についてですが、現在、いきいき百歳体操等、団体で取り組まれている体操教室や、町内会単位等で実施されているサロン等があると思いますが、こういった部分を拡充していきながら、住民主体の活動として拡充していきたいと考えています。

総合事業の対象者ですけれども、資料の4ページでございますように、対象者は、要支援認定者と、基本チェックリストを行い、厚生労働省が示している、25項目の質問等に該当した65歳以上の方となります。また、一般介護予防事業につきましては、65歳以上の全ての方が対象となります。どういう背景からこういったサービス類型をつくっていくのかというところですが、要支援1・2の方が実際にホームヘルプやデイサービス等で使われているサービスの利用目的、実態というところを見ていきますと、ホームヘルプサービスにつきましては、清掃や片づけ、次に買い物支援というのがニーズとして高く、そういうところにつきましては、専門職の介護職員ではない方であってもサービスが提供で

きることから、サービスを多様化し、従事者の規制を緩和しながら体制を整えていきたいと考えております。デイサービスにつきましては、デイサービスに通われる目的は運動、あるいは社会参加が圧倒的に多いので、規制等を緩和しながら専門職員以外でも、サービスが提供できるように整え、サービスの多様化を図っていきたいと考えております。

次に、総合事業のサービスの利用の流れについてですが、大きく変わるポイントは、これまでの介護保険サービスですと、サービスを利用するにはまず、介護認定を受けていただかなければならなかったのですが、総合事業を利用したいという方については、今までのように要支援1・2の認定を受けることなく、チェックリストにお答えいただき、該当すれば、次にケアマネジメント、ケアプランというものもあるのですが、それに基づいてサービスを使えるようになります。

総合事業のサービスの利用の流れについて、大きく3つに要約させていただきますと、1点目が、基本チェックリストに回答して総合事業対象者と判定されると各種サービスが使えるようになります。2点目が、訪問介護や福祉用具等、今回の制度改正と関係のない部分については、引き続きサービスが残りますので要支援認定が必要になります。3点目が、サービス利用につきましては、本人の希望が第一となりますが、その方の自立に資するサービスかどうかを判断するためには、ケアマネジメントを行い、ケアマネジメントに基づいて最終的にサービス利用につながる形になります。

以上で総合事業実施案について簡単に説明させていただきました。ありがとうございます。

○委員長　ありがとうございます。総合事業（案）について説明いただきましたが、いかがでしょうか。

大きく分けて、事業者にとっての問題と利用者にとっての問題とあると思うのですが、事業者については既に説明会を2回開催されたということですね。そこで出ていた特徴的な意見とか質問とかはありませんか。

○事務局　事業者の説明会ですが、7月20日と8月24日、時間は18時半から1時間半程度実施させていただき、総合事業全体の話もいたしました。総合事業の実施に際しましては、人員であったり、設備の基準が一部緩和される部分がありますので、こと事業所に対しては、その部分が主な説明になったのではないかと考えています。事業所からは、

当該基準に対しての御質問をいただいております、総合事業自体に対する御質問というのは少なかったと記憶しております。

○委員長 制度がますます複雑になって、利用されている方が制度を理解できず、私は要支援から外れてしまうの、などという、そういう不安や質問が出てくるのではないかと思います。それは、機会があれば、今利用されている事業所やケアマネジャーへ直接質問をすることになるでしょう。そこで、十分納得のいく説明をしていただけるか、というのが一つ心配なところですよ。

○委員 市民に対する周知はどういう方法でされますか。

○事務局 一番多くの市民の方が目にされる手法としまして、広報くさつで年明け2月ぐらいに特集記事という形で広報していきたいと考えておりますし、また、御要望がありましたら、出前講座という形で12月初旬ぐらいから始められればと思っております。市民の方からお問い合わせがあれば随時電話で答えさせていただきますし、中学校区に1か所ずつ地域包括支援センターという相談窓口もありますので、そちらの職員とも連携しながら進めていきたいと思っております。多くの高齢者の方は、最初に相談に来られるのが地域包括支援センターであったり、長寿いきがい課であったり、介護保険課の窓口であったりしますので、その辺でまずは気軽に御相談いただければ総合事業の対象者かどうかという見きわめも含めて、説明させていただけると思っております。

○事務局 また、ケアマネジャーの事業所にも詳しい説明をさせていただきたく考えておまして、ケアマネジャーへは、11月下旬から12月上旬に説明をさせていただく予定となっております。

○事務局 今月の頭にありましたケアマネジャー連絡会議でも、総合事業の案についての説明をさせていただいておりますので、現在、サービスを御利用の方からケアマネジャーへお問い合わせがあった場合でも、周知していただけるかとは思っています。

○委員長 4ページのこの図が基本的な内容で、これに基づいて広報くさつで周知する



予定ですか。

○事務局　そうですね。

○委員長　これを見てもらって、一般市民の方や利用されている本人や御家族に理解していただけるかどうかだと思います。今、要支援1・2でサービスを利用されている方で、今後その方がどうなるか、ということが一番心配なところだと思うのですが、こういった方は、次の要介護認定のときに判断されるということですね。

○事務局　そうですね。その部分については、今、要支援1・2をお持ちの方の認定更新の申請案内をするときに総合事業のチラシをつけさせていただいて、周知を図っているところです。

○委員長　サービスを受けるには基本チェックリストをまず受けないといけないと思うのですが、この基本チェックを受けるには、地域包括支援センター、介護保険課、長寿いきがい課に行く以外にはルートはないのですか。

○事務局　その部分について、地域包括支援センターと協議を重ねているところであります。25項目というのを本編の最終ページに参考でつけているのですが、本人でないとわからない主観的な質問が何項目かございます。その部分について、あらかじめ電話相談があればその旨をお伝えしながら聞いて来てもらうということもできるのかと思うのですが、家族申請のような、本人以外では答えられない主観的な部分はどうかをちょうど協議を重ねているところで、今はまだ結論を申し上げられない状況でございます。ですので、要支援1・2相当の方は、要介護1～5の方と比べると比較的元気な方ですので、窓口に来ていただけるかと思っておりますし、どうしても来ていただくことができないという方であればこちらから訪問させていただくという方向も考えていかなければいけないと検討しているところでございます。

○委員長　こういう方が来られた場合に、介護保険課や長寿いきがい課の窓口、カウンターで基本チェックリストそのものの作業をされる予定ですか。それとも地域包括支援セ

ンターへ行っていただくのですか。

○事務局　もし、本人が窓口に来られたら、窓口でさせていただく方向で検討しております。

○委員長　ほかはいかがですか。

○委員　現在、要支援の1・2の方が次の年、認定の更新を迎えられる際に、非該当になる方もおられますね。最初言われたように65歳でいろいろチェックリストに回答して、サービスを受けたいと言われた場合、この金額はどうなりますか。

○事務局　利用料につきましては、上限はもちろん予防給付の限度が基準となりますが、それ以下であれば市町村が自由に定められるようになっておりまして、草津市でも現在、単価については検討をさせていただいているところです。要支援の方であれば、包括払いという形で1カ月幾らという料金設定になっているのですけれども、1回当たりの単価という設定も可能ですので、現在、その取扱いについて検討させていただいているところがございます。

○委員　そうすると、要支援と非該当の方の単価は一緒になるのでしょうか。

○事務局　単価は異なります。

○委員　今言われたように市が独自に算定をすれば良いのですが、その辺はどのように考えておられますか。

○事務局　先ほど説明がありましたが、要支援認定を受けられる方はある一定の専門職のケアが必要な方ですので、単価はこれまでどおり、従来どおりの単価となります。いわゆるローマ数字でいう、相当サービスというところで、この部分は今までどおりの要支援の単価になると思います。Ⅱの部分につきましては、緩和された基準で行うサービスという形になっておりますので、専門職ではなくとも受けられるというもので、その部分につ

いては、単価を一部下げること検討させていただいています。

○委員　　まだそれはわからないですね。

○事務局　　そうですね。今パブリックコメントの中でも単価はお示しさせていただいておりませんので、検討中というところです。

○委員長　　単価そのものを来年度は幾らにする等、最終的に市議会で決定し、条例か何かを制定されますか。

○事務局　　総合事業につきましては、必ずしも条例化しなければならないとは、国から指示はありませんので、こちらで考えていますのは、草津市の例規体系に基づいて、規則で定めていこうと考えているところでございます。ただし、一部手数料を伴う部分については、条例に規定していきたいと思っております。

○委員長　　平成29年4月1日から始めないといけないので、それまでに広報しないといけませんね。

○委員　　要支援の方は介護保険の1割負担ないし2割負担ですね。非該当の方がもしサービスを使う場合には、1割負担の金額よりも安いのですか。

○事務局　　緩和したサービスだけでサービスが組まれた場合、もとのサービス単価が低くなりますので、1割負担もそれに並行して低くなってきます。

○事務局　　同一のサービスは同一の単価ですので、もし要支援1・2と認定されている方であっても、相当サービスでなく、緩和のサービスで構わない、とおっしゃった場合、要支援1・2の方でも緩和サービスはその金額になります。要介護認定で非該当であっても、基本チェックリストでは総合事業の対象者になった方で、本人の状態から見た時に、専門職のサービスを受けたほうが良いのではないかと、いう場合は、今までどおりの要支援1・2のサービスを受けていただいて、その金額と同じ金額を払っていただくことにな

りますので、どのサービスを使われるかで単価が違ってくる、とまとめることができます。ただし、先ほどおっしゃっていただきましたように単価設定については、もともと利用者の負担は1割負担もしくは2割負担となっていますので、その基準は合わせるようになります。

○委員 緩和した基準でサービス提供を行う事業所も、草津市の事業所指定を受けないといけないのですね。

○事務局 はい。

○委員 事業所指定を申請する事業所が少なければ利用者の選択肢は少ないということですね。

○事務局 そうです。

○委員長 区分Ⅲの住民主体による支援をされる事業所は、草津市の指定を受けないといけないのですか。

○事務局 訪問サービスですと、シルバー人材センターが、今年度モデル事業として実施しております。来年度から本格的に参入いただくのですが、これは委託という形で考えております。

○委員長 NPO法人等が参入意向を示した場合、委託するということになりますか。

○事務局 町内会単位等で広がっている顔なじみの助け合いの部分については、委託という形ではないため、引き続きそういう形で市のあちらこちらで広がっていくように支援策を考えていきたいと思っています。

○委員長 できるだけわかりやすく周知していただけるように、工夫していただければと思います。

ほかにございませつか。

なければ、議事2「草津市の新しい介護予防・日常生活支援総合事業（案）について」は、終了させていただきます。

それでは、（3）「その他」について、事務局からお願いします。

○事務局　2点だけ、事務局から連絡させていただきたいと思ひます。

一つは、次回の当委員会の予定ですけれども、今のところ新しいサービス類型での指定案件ということは聞いておりませんので、今年度末の2月もしくは3月頃に開催したいと考えています。内容といたしましては、現在、地域密着型サービス事業所の実地指導をしておりますので、そちらの結果報告と、集団指導を年度末に予定しておりますので、そちらの内容について、御報告をさせていただきたいと思ひております。また、事前に開催通知を差し上げますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長　従来この委員会が私にとってよかったのは、実際に事業所を見せていただく機会があったというところですが、今回、新規申請がなく、次回年度末の委員会までに時間の余裕があるのであれば、またどこか既に事業をされて、ある程度軌道にのっているところを、この委員会として見せていただくようなことは可能でしょうか。

○事務局　わかりました。次年度以降のほうが委員会の回数的にも余裕がございますので、そちらのほうにシフトさせていただく可能性はあるのですが、また事業所と連絡をとらせていただきながら、調整させていただきます。

○委員長　書類とプレゼンテーションだけで本当にわかるかと言われると、少し難しいところもあるので、お願ひしたいと思ひます。

○事務局　検討させていただきます。

あと、もう一点ですが、こちらの委員会とはもう一つ別の委員会で、草津あんしんいきいきプラン委員会がございます。そちらのほうで、勉強会をしてはどうかということで御提案をいただいた件がございます、予定では10月にそちらの勉強会をさせていただけたらと考えております。介護保険制度そのものについて等、基本的な内容の勉強会を考え

てはいるのですが、もしお時間が許すようであれば、こちらの地域密着型サービス委員会の委員の皆様にも御参加いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　これも私が事務局に、勉強会を設定してもらえないかという提案をいたしました。介護保険制度も大きく変わってきていることもありますから、今どういう仕組みになって来年度からどういうふうに変っていくのか、ということを中心に勉強させていただければと思いますので、当委員会の皆様にもお忙しいとは思いますが、時間の御都合がつけば御参加いただければと思います。

以上でよろしいですか。

ほかにございませんか。

#### 4. 閉会

本日はお忙しい中、熱心な審議をしていただきまして、どうもありがとうございました。

以上で終了させていただきます。